デフレスライドの運用手順

1．適用対象工事の抽出（賃金・物価水準等の下落を把握した時）

○適用される工事
- 賃金等の急激な変動など、特殊な状況下にある全ての工事
- 基準日以降の工期が２か月以上ある工事
- 物価変動後の発注者の積算を基に計算した変動後工事代金額が、変動前残工事代金額に比し、１/100以上変化（減少）していると予想される工事

2．デフレスライド請求（契約担当者⇒受注者）

○必要な提出様式・作業等
- 契約担当者は受注者に対し、基準日および協議開始日を明記し、スライド協議を**「様式７」**により請求する
  （基準日および協議開始日の通知を、スライド請求に併せて実施）

○請求日
- スライド変更の可能性があるとして、発注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

○基準日
- スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価水準変動後の単価の基準とする
- 基準日は、請求日から14日以内の日でなければならない

○協議開始日
- 基準日以降で、スライド額の算出に要する日時を考慮し、協議開始日を設定する
  （発注者のスライド額算出作業等を考慮したうえで設定する）

7日以内

14日以内

3．基準日および協議開始日の承諾（受注者⇒契約担当者）

○必要な提出様式・作業等
①受注者が承諾する場合（協議成立）
⇒受注者は、契約担当者に対し**「様式８」**を提出する
②受注者が承諾しない場合（協議不成立）
⇒契約担当者は受注者に対し**「様式９」**による基準日および協議開始日の決定通知を実施

4．基準日（請求日から14日以内の日）

○基準日における出来形数量確認（工事監督員が実施）
○残工事スライド金額の算定基準日

5．協議開始日（基準日以降で設定：「様式７」もしくは「様式９」で通知した日時）

6．デフレスライド額協議開始の通知（契約担当者⇒受注者）

○必要な提出様式・作業等
①精査した結果、スライド対象外となる場合
- 契約担当者は受注者に対し、スライド対象外となる旨を**「様式10」**により通知
  （受注者は**「様式12」**（承諾書）を提出）

②精査した結果、スライド対象となる場合
- 契約担当者は受注者に対し、スライド額の協議開始を**「様式11」**により通知
- 通知日は原則として、協議開始日と同日付けとする

14日以内

7．スライド額の確定（受注者の承諾：協議開始日から14日以内）

○必要な提出様式・作業等
①受注者がスライド額を承諾する場合
⇒受注者は、契約担当者に対し**「様式12」**を提出する
②受注者がスライド額を承諾しない場合
⇒協議開始日から14日以内に承諾が得られない（協議が整わない）場合、契約担当者は受注者に対し、**「様式13」**による決定通知を実施

8．契約変更（精算変更時に実施してもよい）

○この時点（精算時点）において、上記「６．」において、通知したスライド額に変動が生じる場合は、スライド額を再度算出し、通知したうえで変更するものとする

9．工期末

２か月以上